

デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会 出版物の利活用の在り方に関するワーキングチーム 第1次報告(案) 概要

2010年6月8日

デジタル・ネットワーク社会における
出版物の利活用の推進に関する懇談会
出版物の利活用の在り方に関するワーキングチーム

1.1 利活用の基本的方向性

知の拡大再生産

- 質の高い出版物が作り続けられるとともに、それが人々に様々な形で広く提供され、読まれつづけていくことで、創造から流通までにわたる我が国の豊かな出版文化が次代に継承されることが必要。
- 既存の書籍のストックを活用するだけでなく、出版物を生む人材が輩出されやすい環境を整備するとともに、出版物の作り手である著作者や出版者に対して利益が還元される仕組みが求められる。

国民の知へのアクセス

- 好みのデバイスで好みのコンテンツを適切な対価を払った上で利用できる環境が必要。
- デジタル・ネットワークの利点を活かしつつ、利用者のニーズに応え、生活を豊かにし、より一層文字文化への関心を引き寄せ、親しんでもらえるような新たな流通環境が形成されていくことも期待。

出版市場の拡大

- 紙媒体かデジタル媒体かの二元的な世界ではなく、ハイブリッド型の新たな創造、表現、流通方法が模索され、これまでの紙の書籍に対する需要を維持するとともに、電子出版が持つ技術的な可能性を生かすことで新たな利用者を獲得していくというような、総体としての出版物市場の拡大が実現されることが期待される。

デジタル化・ネットワーク化による環境変化などの所与の条件を踏まえた上で、適切な環境整備を講じていくことが必要

1. 2デジタル・ネットワーク社会での出版物の継続的創造と市場の活性化

(1) 出版物の継続的創造と市場の活性化

- これまで、フローといわれる新刊本の創作と流通が出版物の価値を産みだし、その再生産の屋台骨となっていた。
 - 昨今、紙媒体である出版物の流通においても、電子商取引サイトや中古書店などにおける流通が相対的に大きな地位を占めるようになり、新刊本の流通を支えていた書店数が全国規模で減少。
 - また、デジタル媒体である出版物の登場により、新たなビジネスモデルやバリューチェーンを形成。
- 出版物の価値が継続的に産み出され、それが求める読者に行き渡ることによって利益が産み出されるような新たなビジネスモデルを形成することが重要であり、出版市場の一層の活性化や出版文化再生産の基盤形成に資することが期待される。

(2) 出版市場の活性化に資する民間企業と国立国会図書館における知の集積の有効活用

- ストックといわれる過去の著作物の蓄積は、知の再生産において重要な役割を担ってきた。
 - デジタル化・ネットワーク化は、これまで埋もれていた多くの知の発信及びアクセスの双方を容易にする契機であり、出版市場の活性化に資するものと期待。
- 図書館などに蓄積される過去の著作物に関するメタデータやマスターデータについて、出版市場、学術研究、教育等のそれぞれの場の機能や目的を踏まえたうえで、検索・閲覧・しおり付与などの利用者の行動との連動を図りつつ、有効活用することが期待される。

2.1 デジタル・ネットワーク社会における出版物の再生産のあり方について

(1) 著作物・出版物の権利処理の円滑化による取引コストの低減方策

● 何らかの「権利の集中管理」(※)の必要性に係る指摘

➤ 出版物の再生産のためには、対象とする著作物や出版物の探索や契約条件の調整等の取引コストを低減させる仕組みを構築することが望ましく、以下のような場合が想定されることから、何らかの「権利の集中管理」といった制度的・組織的アプローチの模索が必要との指摘があった。

- ① 絶版書籍、とりわけ「孤児作品」において、著作権者等に係る情報の入手が極めて困難な場合があること。
- ② 現に流通している出版物の場合であっても、映画化などの二次利用に当たり、権利者の特定が困難な場合があること。

(※) ここでの「権利の集中管理」の内容については、出版物の利用に当たって著作権処理の円滑化を図る制度的・組織論的アプローチという意味で「権利の集中管理」という語を用いている。

● 仮に何らかの「権利の集中管理」を導入するとした場合の要検討事項

➤ 仮に何らかの「権利の集中管理」の導入しようとする場合は、以下の事項をはじめとする種々様々な課題について検討する必要がある。

- ① 何を集中管理の対象とするのか。
- ② 集中管理の具体的な仕組みをどうするのか。
- ③ 誰が主体となって集中管理を行うのか。
- ④ 集中管理にはすべての出版物がなじむのか。

➤ また、これらの課題に対しても、それぞれの課題ごとに様々な考え方が存在することから、慎重な議論が必要である。

● 何らかの「権利の集中管理」の導入に対する慎重な意見

➤ 一方、「権利の集中管理」を導入することそのものについて、以下のような理由により、慎重に議論すべきとの指摘があった。

- ① 出版物の著作者を情報通信技術によって探しだすことができること。
- ② 平成21年度の著作権法改正において、裁定制度が見直され、申請中利用が可能となった。
- ③ 出版物の性質によって、創作活動における著作者と編集者・出版者のとの関与の度合いは様々であり、権利処理の集中管理にはなじまない出版物がある。

● 今後について

➤ 何らかの「権利の集中管理」について検討するにあたっては、実態をしっかりと検証、把握した上で、その必要性を含め、議論が必要。

2.1 デジタル・ネットワーク社会における出版物の再生産のあり方について

(2) 出版者への権利付与について

● 基本的な認識

- 我が国の豊かな出版文化を支え続けてきた出版者の機能の維持・発展は、デジタル・ネットワーク社会においても、引き続き重要である、との認識は広く共有されている。
- デジタル化・ネットワーク化の進展は、出版物の多様な利用、国境を越えるグローバルな利用を可能とするため、著作者と出版者との契約関係を明確にしておく必要性が高まる。

● 出版者への権利付与が必要であるとする主張

- 出版者側からは、以下のような理由により、出版者に著作隣接権を付与すべきとの主張があった。
 - ① 出版者の権利内容を明確にすることにより、出版契約が促進される可能性がある。
 - ② デジタル化・ネットワーク化に伴い、今後増加されることが想定される出版物の違法複製に対しても、出版者が物権的請求権である差止請求を行い得るようにすることで、より効果的な違法複製対策が可能となる。

● 出版者への権利付与に対して慎重であるべきとする主張

- 一方、現状では出版者に権利が付与されておらず、違法利用に対して法的措置を講ずることができないことから、何らかの出版者に対する権利付与については一定の理解を示しつつも、著作隣接権の付与については慎重であるべき、とする意見があった。
- また、以下のような理由により、出版者に対する権利付与そのものに反対であるとする意見があった。
 - ① 米国のように、出版者に権利がなくとも、著作者と出版者との間で権利譲渡を行うなど明確な出版契約を結ぶことによって、種々の課題に対応可能である。
 - ② 創作活動における著作者と出版者・編集者との関与の度合いは様々であり、一律に出版者に新たな権利を付与することは、権利関係を更に複雑にし、権利処理に支障が生じる。

● 今後について

- 出版者への権利付与については、その可否を含めて様々な見解が示されているところであり、今後更なる検討が必要。

2.1 デジタル・ネットワーク社会における出版物の再生産のあり方について

(3) 文字文化の独自性、固有性を発揮できるフォーマットや文字コード等の在り方

デジタル化・ネットワーク化に際して、以下が求められている。

- ・日本の出版文化や文字文化の独自性、固有性を発揮できるファイルフォーマットや文字コードの環境の確保。
- ・海外の人々に対して、日本の出版文化や文字文化を広く伝えられるような国際性の伸張。

ファイルフォーマットの共通性・統一性

- ファイルフォーマットが多種多様になると文書作成者等にとって、煩雑。
 - 他方、市場において支配的な地位を有する端末機器に利用されるということで一種のファイルフォーマットに限定される場合、出版物の豊かな表現の発露の機会を制限する恐れが生じる。
- ファイルフォーマットには一定の共通性や統一性が求められることとなり、国際標準化や規格化に対する要望も生じるが、その際には、多くの人々が多様な状況かつ公平・公正に利用できるよう十分な配慮が必要。

文字コードの在り方の検討

- デジタル化・ネットワーク化された環境においては、平準化・限定化されたものが機能的に求められる傾向にある。
 - 他方、著作者によっては自らの意図を正確に表現する文字を使用したいと考える者や学術上の正確さが要求される場合もあり、一定のコストをかけてもその環境を端末機器に搭載することが必要との意見もある。
- 実際のビジネスの場においては、先取性のある商品開発を行うことや広く迅速に伝播する流通システムを構築することも重要であり、表現の多様性確保とのバランスを図りながら、適切な文字コードのあり方を検討していくことが必要。

2.1 デジタル・ネットワーク社会における出版物の再生産のあり方について

(4) 違法・有害情報への対応

- デジタルコンテンツ集積型プラットフォームにおいては、不特定多数の人間が出版物等のデジタルコンテンツのアップロード/ダウンロードを行うことが考えられる。
- そのため、一般のウェブサイトと同様、違法・有害情報の流通が問題となり得る。

➤ 違法・有害情報の流通にどのように対応していくべきなのか慎重に検討を行うことが重要。

(5) 書店の活性化

- 日本は、取次による流通網によって、全国どこでも書籍を購入できるシステムが構築されており、読者にとって文化上、教育上の拠点。また、書店主は、地域社会の識者として地域文化に貢献。
- 昨今、郊外型大型書店やネット市場を通しての販売が増加し、書店数の減少が年々加速。

➤ デジタル化・ネットワーク化が進展する環境においては、地域の書店を孤立させておくのではなく、情報通信技術により、書店に蓄積されている出版物、書店主の知識、顧客、地域文化などを、出版物にかかるデジタル情報の集積と繋げることにより、相乗効果が期待されるハイブリット型・双方向型の流通システムの構築を可能とすることが重要。

2.2 「知のアクセス」の確保について

(1) 図書館と民間の役割分担

● 「知のアクセス」に係る図書館と民間の役割分担について

- 国民の「知のアクセス」を確保する上で図書館が果たす役割の重要性についての認識は広く共有されている。
- 出版物のアーカイブにおいては、特に市場での入手が困難で国立国会図書館にしか保存されないような書籍や、フロー情報である雑誌などについては、納本制度を有する国立国会図書館が積極的な役割を果たす必要がある。

● 図書館による公共サービスの在り方について

- 国立国会図書館からは、デジタル化・ネットワーク化の進展を見据え、以下のような点について、検討を進めて行くべきとの見解が示された。
 - ① 出版物の権利状態に応じた利用の枠組み・ルールの明確化
 - ② 公共サービスと商業サービスが両立しうる形での有償貸出
 - ③ 本文検索を含めた公共的な書籍検索サービス

● 図書館による公共サービスに対する関係者からの懸念について

- 一方、著作者や出版者、地方の書店などの関係者からは、以下のような懸念が示された。
 - ① 現状の公共図書館による本の無料貸与は、「図書館に行き」、「貸出可能な図書に限って借りられ」、「返却の際に再度図書館に行く」という手間のかかるサービスだからこそ、出版者・書店と図書館は共存できているのであり、電子出版を無料で配信することになれば、こうした手間がなくなり、そのバランスは大きく崩れてしまう。
 - ② パブリック・ドメインの著作物であっても有料の出版物として現実に流通しているものもあり、パブリックドメインの著作物を含めて出版者には役割があることを認識するべき。
 - ③ 現状でも、実際に図書館で貸し出されている本はベストセラー本等が多く、著作者や出版者、地方の書店などへの経済的な影響は少なくないため、電子出版を図書館が貸与することについては、抑制的であるべき。

● 今後について

- 国立国会図書館から、デジタル・ネットワーク社会における図書館の役割や公共サービスの在り方については、著作者や出版者、書店等の関係者と図書館との間で合意を図りながら検討を進めていくことが前提であるとの認識が示されており、こうした認識に立った上で更なる検討が必要。

2.2 「知のアクセス」の確保について

(2) 利用者からの視点と多様な知へのアクセスの確保

- 顧客がいかに満足して出版物を利用し、生活の中で享受するかという視点が重要。
- 出版市場や図書館などにおける出版物の所在の提示、出版物の購入意向形成に繋がる情報の開示などをビジネスモデルに組み込む際には、顧客の視点を十分に取り込んで構築することが重要。
- また、昨今、企業活動においても社会的責任が問われ、その取組の状況が企業の評価や企業ブランドに影響を与えるものとなっている。

➤ 顧客の年齢、身体状況、経済状況などに制限されることなく、いかなる人にとっても公平、安全、明瞭な出版物へのアクセスルートの確保が望まれる。